

豊川市交通協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 豊川市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日国土交通省都市・地域整備局長）の規定に基づき、市民の日常生活に必要な移動手段の確保に向け、公共交通の活性化及び持続可能な地域公共交通網の形成の実現に必要な事項を調査審議するため、豊川市交通協議会（以下「交通協議会」という。）を設置する。

(協議事項及び事業)

第2条 交通協議会は、次に掲げる事項について協議するとともに、豊川市地域公共交通計画（以下「計画」という。）に位置付けられた事業を実施する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。
- (2) 豊川市の総合的な交通政策の推進に関すること。
- (3) 交通協議会の運営方法に関すること。
- (4) 法第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。
 - ア 計画の策定及び変更の協議に関すること。
 - イ 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 交通協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 交通協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命したものとする。

- (1) 都市整備部に属する事務を担当する副市長
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 愛知県都市・交通局長又はその指名する者
- (5) 愛知県東三河建設事務所長又はその指名する者

- (6) 愛知県豊川警察署長又はその指名する者
 - (7) 鉄道事業者の代表者又はその指名する者
 - (8) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
 - (9) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
 - (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
 - (11) 市民又は利用者の代表
 - (12) 市の職員
- (任期)

第4条 委員の任期は委嘱された日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 交通協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、都市整備部に属する事務を担当する副市長とし、交通協議会を代表する。

3 副会長及び監事は、会長が指名する。

4 副会長は会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、委任状（様式第1号）により代理人に権限の委任がある場合には、代理人を出席委員とみなす。

3 会議の円滑な運営に資するため、会議に座長を置く。座長は、第3条第2項第2号に定める委員から会長が指名する。

4 会議の議決は全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席した委員の4分の3をもって決することとする。

5 会議は、原則として公開するものとする。

(書面決議)

第7条 前条の規定にかかわらず、会長は、軽易な事項又は緊急を要すると認める事項については、書面により委員の賛否を求めることができる。

2 書面決議は全会一致を原則とするが、成立しない場合においては委員の4分の3をもって決することとする。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通協議会において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(運賃料金部会)

第10条 交通協議会は乗合旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会をおく。

2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1)地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための乗合旅客の運送に係る運賃等に関する事項

(2)その他運賃料金部会が必要と認める事項

3 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。

(1)都市整備部長

(2)当該運賃等を定めようとする乗合旅客自動車運送事業者

(3)中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者

(4)市民又は利用者の代表

4 運賃料金部会に部会長をおき、都市整備部長をもって充てる。

5 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。

6 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

- 7 運賃料金部会は、部会長が招集する。
- 8 運賃料金部会は、部会員の過半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、委任状（様式第2号）により代理人に権限の委任がある場合には、代理人を出席委員とみなす。
- 9 運賃料金部会の議決の方法は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席した委員の4分の3をもって決することとする。
- 10 部会長は、軽易な事項又は緊急を要すると認める事項については、書面により部会員の賛否を求めることができる。この場合において、第7項及び第8項の規定を準用する。
- 11 運賃料金部会は原則として公開とする。
- 12 部会長は、運賃料金部会での協議結果を、速やかに交通協議会会長に報告するものとする。
- 13 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

（幹事会）

第11条 交通協議会の運営に必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める構成員、その他、交通協議会が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第12条 交通協議会の事務局は、都市整備部市街地整備課に置く。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

委 任 状

私は、豊川市交通協議会設置要綱第 6 条第 2 項に基づき、以下の者を代理人と定め、
下記の権限を委任いたします。

代理人

住 所 _____

氏 名 _____

記

年 月 日開催の豊川市交通協議会に出席し、議決権を行使する行
為を含む一切の権限

年 月 日

住所

氏名

(様式第2号)

委任状

私は、豊川市交通協議会設置要綱第10条第8項に基づき、以下の者を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

代理人

住 所 _____

氏 名 _____

記

年 月 日開催の豊川市交通協議会運賃料金部会に出席し、議決権を行使する行為を含む一切の権限

年 月 日

住所

氏名